

野崎霊園ペットと納骨に関する規定

第1条（目的）

この規定は、野崎霊園におけるペットの遺骨の埋葬に関する事項を定め、墓所の秩序・安全・環境を保全することを目的とする。

第2条（定義）

- ・「ペット」とは、飼育者の愛玩の目的で飼われていた犬・猫その他これに準ずる動物をいう。
- ・「一般墓」とは、墓石を建てて個別に遺骨を安置する従来型のお墓をいい、合祀墓、樹木葬、永代供養墓は含まない。

第3条（ペット納骨条件）

次の条件をすべて満たさなければペットの納骨は認めない。

- ① 一般墓であること。ただし、宗教法人善遠寺住職および管理者より、ペットと一緒に納骨することを目的とされた区画、建墓された墓碑は除く。
- ② 管理費の滞納がないこと。
- ③ 納骨を、管理者立会のもとに行うこと。
- ④ 焼骨であり、さらしの袋に入れて納骨すること。
- ⑤ 納骨の際に使用する副葬品（写真、玩具、供物等）は、管理者の承認を受けること。
- ⑥ 別途定める納骨料を納付すること。
- ⑦ 事前に第4条に定める書面を提出し、管理者の承認を得ること。

第4条（申請手続）

ペットの納骨を希望する者は、所定の「ペット納骨申請書」を提出し、管理者の承認を得ること。

第5条（禁止事項）

次に定める一に該当した場合、永代使用許可を取消し、1ヶ月以内に当該墓所を使用者の負担で更地にして明け渡さなければならない。

- ① 無断でペットの遺骨を納めること。
- ② 他人の墓所にペットの遺骨を納めること。

第6条（特記事項）

ペットの遺骨と一緒に納骨した場合、納骨されているすべての遺骨について改葬（遺骨を他所へ移すこと）ができなくなる場合がある。

第7条（附則）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。